

3 高齢者の社会的孤立が生み出す問題

次に、高齢者の生きがい、孤立死、高齢者による犯罪、高齢者が巻き込まれる消費トラブルと社会的孤立との関係について考察する。

(1) 社会的孤立と生きがい

人との交流は生活に楽しみや喜びをもたらす。調査によれば、高齢者全体では8割の人が生きがいを感じているが、友人がいない人では4割、近隣との付き合いをしていない人では6割にとどまっている(図1-3-7)。

また、高齢者における「別居している子との接触頻度」について諸外国と比べると、我が国の高齢者は別居している子との接触頻度が低い者が多く(図1-2-1-7を参照)、「子どもや孫と家族団らんの時」や「友人と食事や雑談する時」、「若い世代と交流している時」等、家族や友人等との交流で生きがいを感じる高齢者は諸外国と比べて少ない(図1-3-8)。

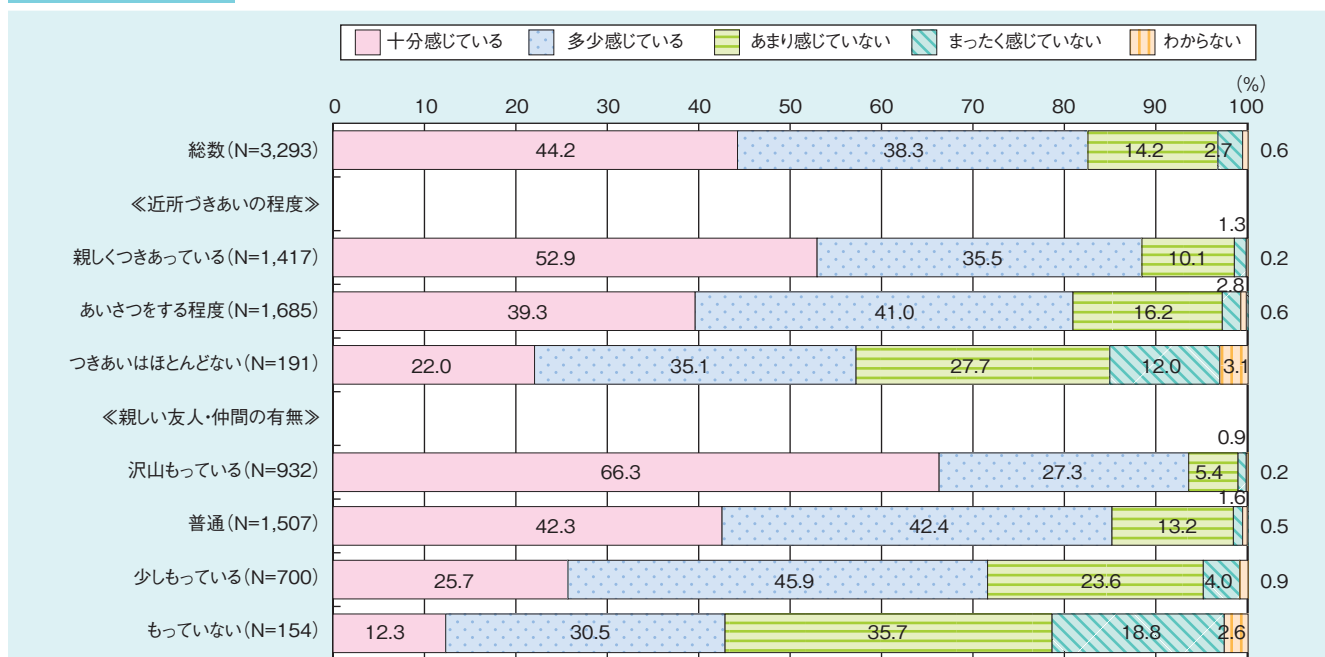
社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけではなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらしている。

(2) 孤立死の増加

誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような悲惨な「孤立死(孤独死)」の事例が頻繁に報道されている。

「孤立死」の確立した定義はなく、また全国的な統計も存在していないが、東京都監察医務院が公表しているデータによれば、23区内における一人暮らしの65歳以上の自宅での死亡者数は平成14年の1,364人から20年は2,211人と1.6倍に増加している。また、(独)都市再生機構が運営管理する賃貸住宅約76万戸において、単身の居住者が誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡したケース(自殺や他殺を除く)は平成11年度の発生件数207人から20年度には613人

図1-3-7 近所づきあいの程度別／友人の有無別生きがいの有無



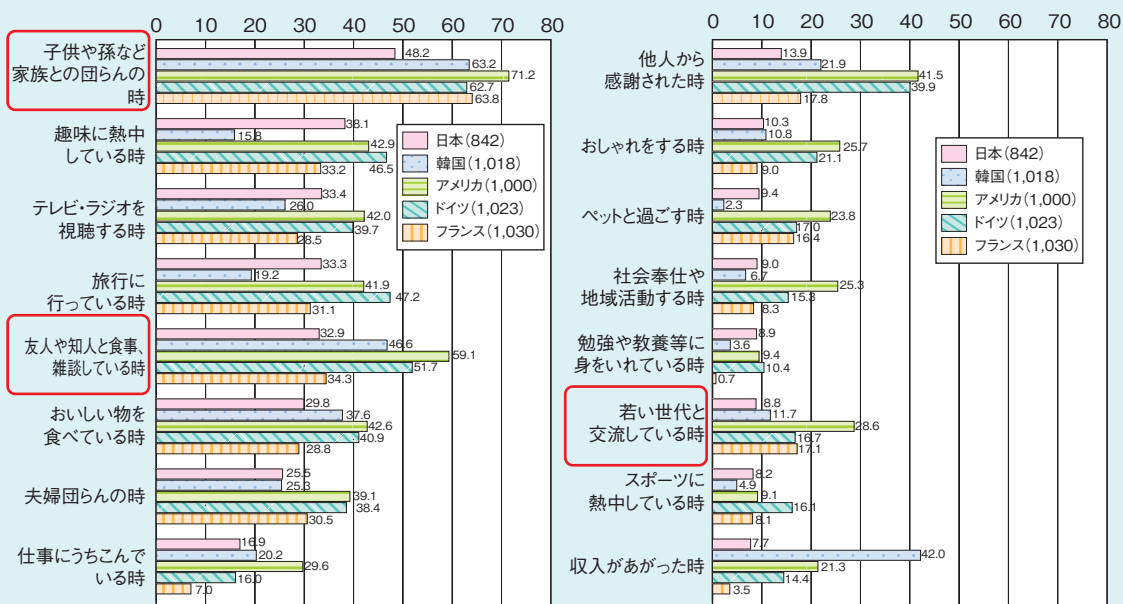
資料：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成20年)
 (注) 調査対象は、全国60歳以上の男女

と、9年間で約3倍に増加した（図1-3-9）。この死亡者数がすべて孤立死であるわけではないが、いわゆる孤立死の多くはこの人数に含まれると考えられることから、孤立死の数も、おそらく、同様に増加しているものと推測される。

(注) 東京都監察医務院の検案の対象となる死体は、東京都の23区内において発生するすべての不自然死（伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体、その他死因の明らかでない死体）

死後、長期間放置されるような悲惨な孤立死は、人間の尊厳を損なうものであり、また、死者の親族、近隣住人や家主などにとって心理的

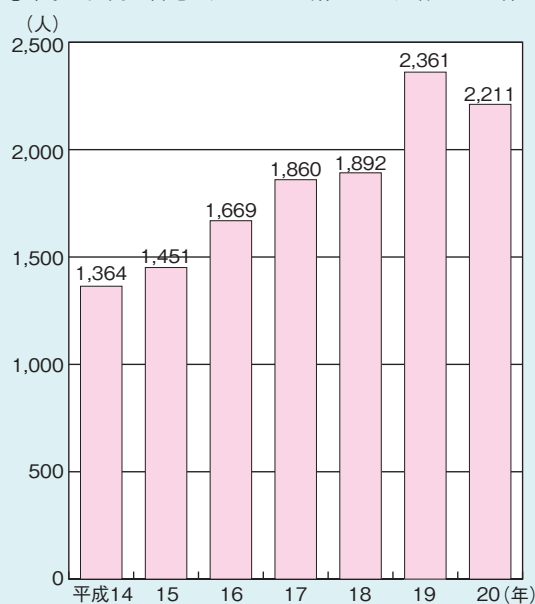
図1-3-8 国別・生きがいを感じる時（複数回答）



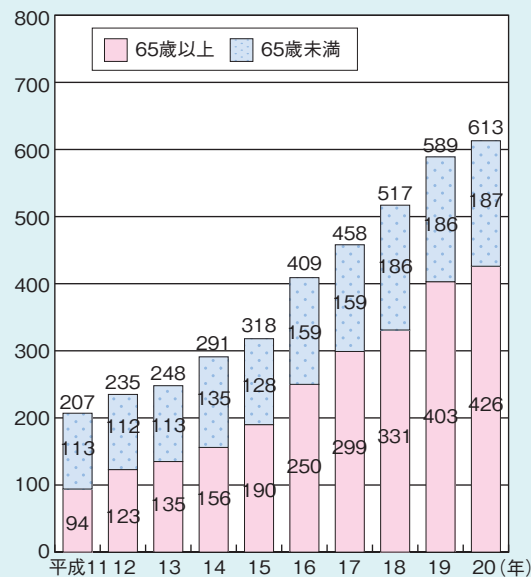
資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成18年）
 (注) 調査対象は、全国60歳以上の男女

図1-3-9 孤立死の発生状況

① 東京23区内で自宅で死亡した65歳以上一人暮らしの者



② (独) 都市再生機構における「孤立死*」の発生状況



資料：東京都監察医務院「事業概要」

* (独) 都市再生機構が運営管理する賃貸住宅で、単身居住者が誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した件数

な衝撃や経済的な負担を与える。

孤立死を、生存中の孤立状態が死によって表面化したものとしてとらえ、生きている間の孤立状態への対応を迫る問題として受け止めることが必要である。

(3) 高齢者による犯罪の増加

近年、高齢犯罪者の増加が著しい。平成20年では検挙人員はほぼ横ばいで犯罪者率は若干下がったものの、平成11年と比較すると検挙人員では約3倍、犯罪者率では約2.3倍となっている(図1-3-10)。

平成19年の東京地方検察庁(本庁のみ)及び東京区検察庁における高齢犯罪者に対して行った調査結果から高齢犯罪者の生活状況についてみると、過去に前科や受刑歴などがあり、犯罪性が進んでいる者ほど初犯者に比べ、単身者が多く、親族や親族以外との接触がない人が多いことがわかった(図1-3-11、図1-3-12)。また、収入がないまたは低収入の人、過去に安定した就労についたことがない人が多

く、経済的にも不安定であることもわかった。

高齢犯罪者は、約3割が再犯者であるが、社会的な孤立が犯罪を繰り返す要因の一つとなっていることが推察される。

(注)「高齢初発群」とは、前歴及び前科がなく、初犯の者。「前歴あり群」とは、前歴を有しているが、前科はない者。「前科あり群」とは、前科を有しているが、受刑歴はない者。「受刑歴あり群」とは、受刑歴を有する者。

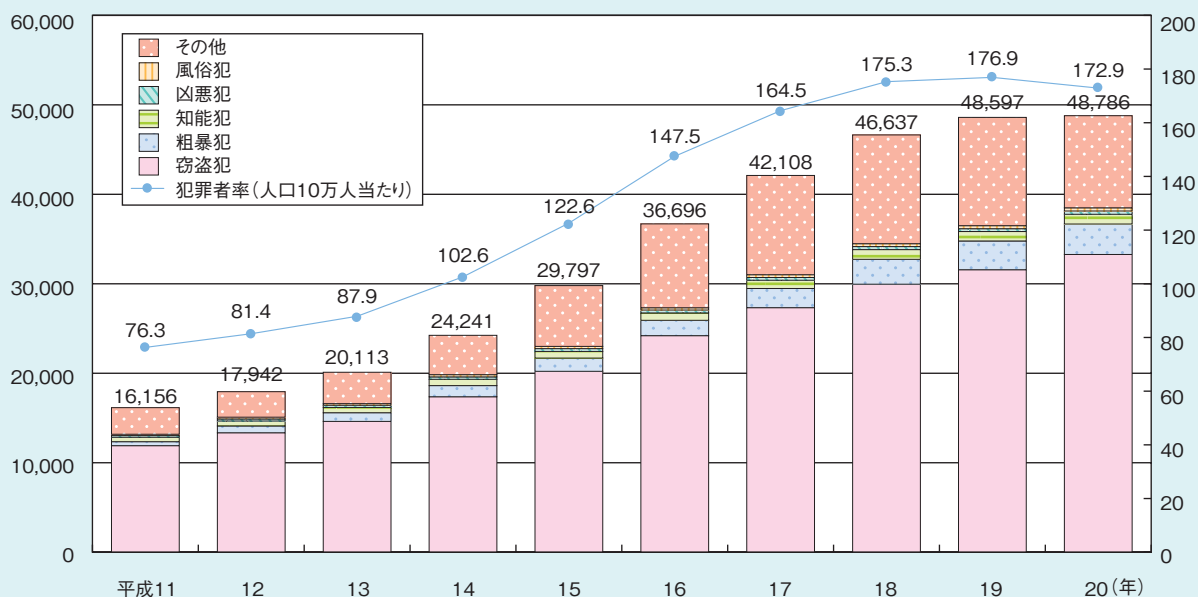
(4) 消費契約のトラブル

高齢者を相手にした訪問販売等の被害や苦情が全国の消費生活センターに数多く寄せられている。全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、平成20(2008)年度は約11万5千件(図1-2-6-7参照)であり、相談全体の12%を占めている。

平成20年度の70歳以上の具体的な相談内容を見ると、販売業者が消費者の自宅を訪問し商品やサービスを勧誘・販売する「家庭訪販」が全体の17.1%を占めて最多であり、次いで多いのは「電話勧誘販売」同9.1%である(図1-3-13)。

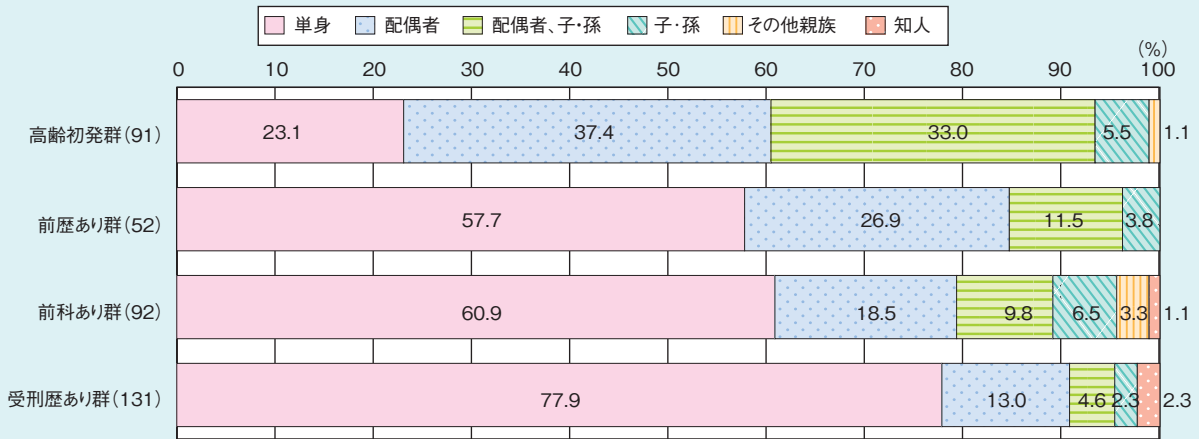
高齢者の健康や経済状況、孤独感の不安を巧

図1-3-10 高齢者による犯罪(高齢者の包括罪種別刑法犯検挙人員と犯罪者率)



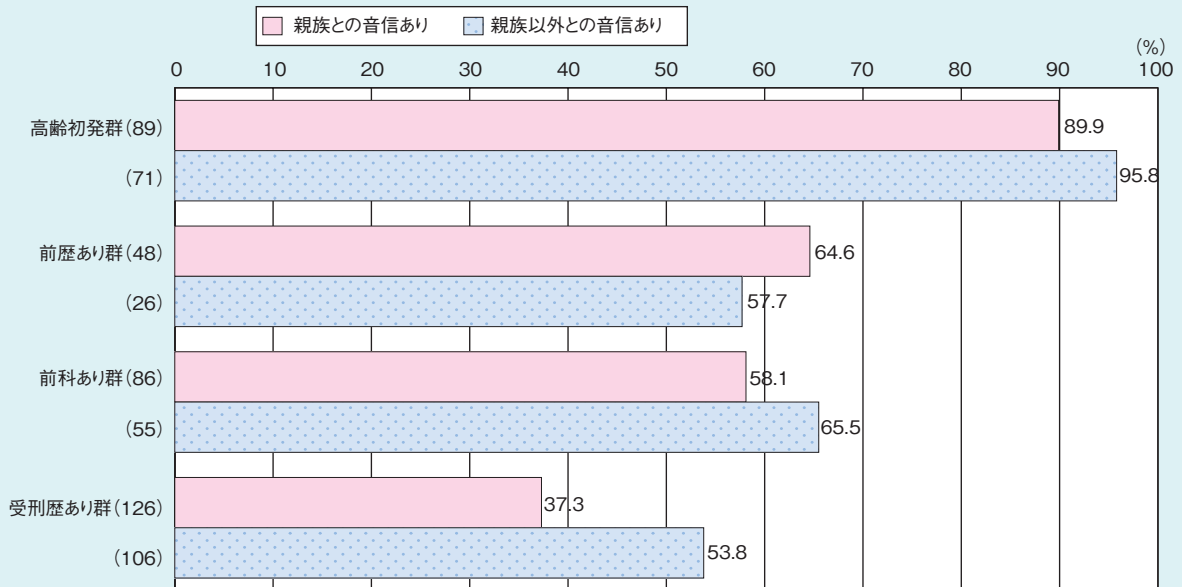
資料：警察庁「平成20年の犯罪情勢」

図1-3-11 前科・前歴分類別同居者別構成比



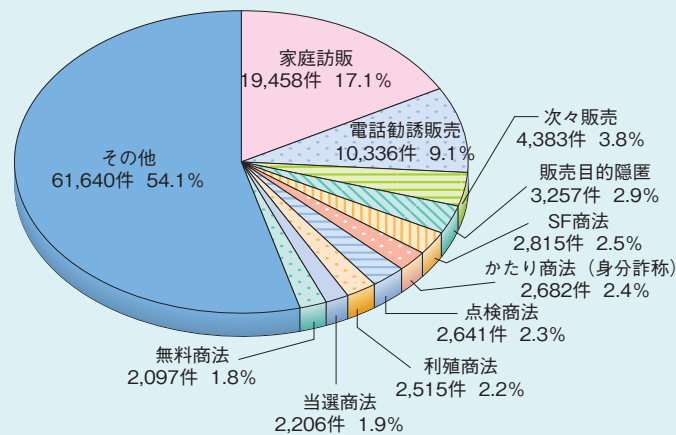
出典：法務省「平成20年版犯罪白書」

図1-3-12 前科・前歴分類別 親族・親族以外との関係



出典：法務省「平成20年版犯罪白書」

図1-3-13 契約当事者が70歳以上の販売方法別相談件数（平成20年度分）



みにあおり、親切にして信用させるなどの手口で高齢者が被害を受けることが多いが、身近に相談できる人や不要なものを購入したことに気づく人がいれば、こうした被害の未然防止や被害拡大の防止が可能であるので、そうした人がいない孤立状態がトラブルの原因となっているといえる。

4 「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へと向かう取組

(1) 元気な高齢者を孤立した高齢者の「支え手」に

こうした社会的孤立状態の改善に向けた取組を進めていくうえで、第一のポイントは、現実の高齢者に目を向ければ潜在的な「支え手」は多く、それをどのようにして顕在化させるかである。

平成21年に“団塊の世代”の665万人（平成20年10月1日現在で59～61歳の者）が全員6歳を超えた。仕事を引退し、生活の中心を職場から地域に移す者が急増し、今まで仕事を通じて得てきた充実感や達成感を、今後は地域活動から得ようとするケースも増えてこよう。孤立し

た高齢者への支援は、元気な高齢者の「出番」であり、地域社会における新たな自己実現の舞台となりうると考えられる。

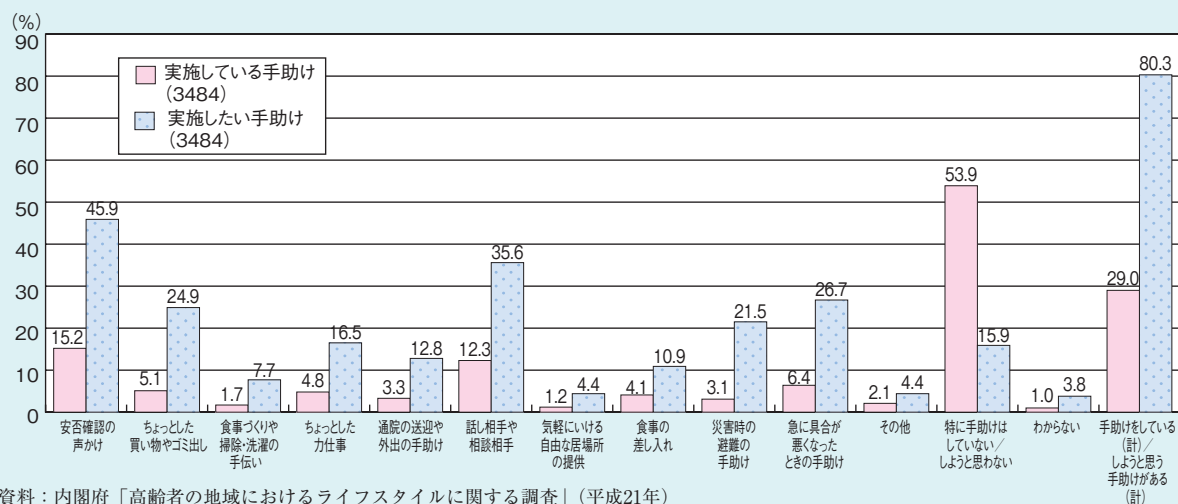
60歳以上の男女を対象とした内閣府の調査によれば、「困っている世帯に手助けしたい」と考える者は8割に上る一方で、実際に「手助けをしている」者は3割にとどまっており(図1-3-14)、「手助けしたい」という高齢者の気持ちと実際の行動のギャップは大きい。

「手助けしたい」という気持ちを実際の活動へとつなぐためには、高齢者全般への啓発も必要であるが、地域の支え合い活動の事例を見ると、活動のまとめ役になるリーダーの存在が、地域に潜在している「支え手」を活動へと引き出す役割を果たしている場合が多い。そうしたリーダーになる人材を発掘し、養成していくことが、支え手の裾野を広げていくためにも重要であると考えられる。このような観点から、行政や民間による人材育成の取組が行われているところであり、その成果が期待される。

→ (コラム「高齢社会の支え手をいかにして増やすか」参照)

こうした取組は、ボランティアなどで社会参

図1-3-14 困っている世帯への手助け



資料：内閣府「高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査」(平成21年)
(注) 調査対象は、全国60歳以上の男女